

専修学校の質の保証・向上に関する調査研究協力者会議について

平成24年4月5日
生涯学習政策局長決定
(平成29年5月12日一部改正)

1 趣旨

平成23年1月の中央教育審議会答申「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」では、質の向上に向けた専修学校の自主的な取組の支援として、教職員の資質向上や、教育活動の評価への取組の促進等が指摘されるとともに、各学校種を通じた総合的な視野から高等教育における職業教育を充実させるための方策等について提言がなされた。

平成26年度には、この提言を踏まえて、より実践的な職業教育の質の確保に組織的に取り組む専門課程を文部科学大臣が「職業実践専門課程」とし認定する制度が創設され、専修学校教育の質の保証・向上に大きく貢献している。

平成28年度に開催された有識者会議においてまとめられた「これからの専修学校教育の振興のあり方について」(報告)においては、専修学校教育の振興の柱の一つとして質の保証・向上が掲げられ、教職員の資質能力向上の推進や、専修学校からの積極的な情報発信、情報公開規定の見直しや第三者評価の導入等の職業実践専門課程等を基軸とした質保証・向上の更なる充実などの提言がなされた。

以上の状況等にかんがみ、専修学校制度の目的・役割を踏まえつつ、専修学校固有の課題等への対応を図る観点から、社会の要請に応える専修学校の質の保証・向上に関する調査研究を行い、もって今後の施策立案等に資するものとする。

2 検討課題

専修学校制度の目的・役割を踏まえつつ、専修学校の質保証・向上に向けた以下のような課題への対応方策等について検討を行う。

- (1) 専修学校における学校評価(自己評価、学校関係者評価、第三者評価)の改善・充実について
- (2) 教職員の資質向上等に関する取組の改善・充実について
- (3) 質保証等に係る専修学校設置基準の在り方
- (4) 職業実践専門課程の改善・充実について
- (5) その他

3 実施方法

別紙の有識者等の協力を得て、調査研究を行う。なお、必要に応じてその他の関係者の協力を求めるものとする。